

付 議 第 5 号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案等に
係る意見聴取に関する議案

令和4年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

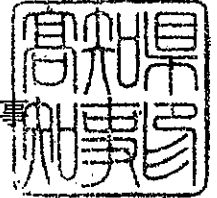


3 高政企第 260 号
令和 4 年 2 月 4 日



高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 4 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 4 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
- 5 (新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 6 令和 4 年度高知県一般会計予算 (所管分)
- 7 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 8 令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (所管分)
- 9 令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の157.5」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「改正後の議会の議員の条例」という。)第4条第2項及び第2条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例(次項において「改正後の知事等の条例」という。)第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合におい

て、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 3 令和3年12月に職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）その他の知事が議会の議長と協議して規則で定める条例又は職員の給与に関する条例その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に令和4年6月に支給する期末手当については、改正後の議会の議員の条例第4条第2項及び前項又は改正後の知事等の条例第2条及び同項の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第 号）附則第2項から第10項までの規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

（規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が議会の議長と協議して規則で、又は規則で定める。

第 号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第27項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について

1 条例改正の目的

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするもの

2 主な改正内容

(1) 令和4年度以降の期末手当の引下げ

一般職の職員の期末・勤勉手当の改定割合に応じて、期末手当の年間支給月数を3.15月から3.10月とする。(▲0.05月)

$$\left(\text{現行の支給月数 (3.15月)} \times \frac{\text{改定後の一般職の支給月数 (4.15月)}}{\text{現行の一般職の支給月数 (4.20月)}} = 3.10 \text{月} \right)$$

| 区分 | 6月 | 12月 | 合計 |
|---------|------------------|------------------|------------------|
| 現行 | 期末手当 1.575 | 期末手当 1.575 | 期末手当 3.15 |
| 令和4年度以降 | 期末手当 <u>1.55</u> | 期末手当 <u>1.55</u> | 期末手当 <u>3.10</u> |

(2) 令和3年度の期末手当の引下げ相当額の減額調整

令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額を減じた額とすること。

3 施行期日

公布の日

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

2 主要な内容

(1) 令和4年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げること。(第1条及び第2条)

| 区分 | 本条例施行前の支給月数 | | | 本条例施行後の支給月数 | | |
|---|-------------|--------|-------|-------------|-------|-------|
| | 6月期 | 12月期 | 計 | 6月期 | 12月期 | 計 |
| 県議会議員 | 1.575月 | 1.575月 | 3.15月 | 1.55月 | 1.55月 | 3.10月 |
| 知事 | 1.575月 | 1.575月 | 3.15月 | 1.55月 | 1.55月 | 3.10月 |
| 副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長 | 1.575月 | 1.575月 | 3.15月 | 1.55月 | 1.55月 | 3.10月 |

(2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に157.5分の5を乗じて得た額を減じた額とすること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定しようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（期末手当）

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日~~に在職した議会の議長、副議長及び議員~~で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（期末手当）

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日~~に在職した議会の議長、副議長及び~~議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の

となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

新 旧 対 照 表

新

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

旧

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和4年度の1年間、時限的に減額しようとするものである。

2 主要な内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間において、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

| 区分 | 知事等の条例の給料月額 | 減額後の給料月額 (括弧内は、減額率) |
|------------|-------------|------------------------|
| 知事 | 1,220,000円 | (10%) 1,098,000円 |
| 副知事 | 940,000円 | (3%) 911,800円 |
| 常勤の人事委員会委員 | 610,000円 | (2%) 597,800円 |
| 常勤の監査委員 | 610,000円 | (2%) 597,800円 |
| 教育長 | 780,000円 | (2%) 764,400円 |

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、本県の経済状況及び財政状況を考慮し、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を令和4年度の1年間、時限的に減額しようとするものである。

対 照 表
新 旧

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

附 則

附 則

27 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の月額額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第1に掲げる給料月額から、知事にあつては当該給料月額の100分の10（令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の100）、副知事にあつては当該給料月額の100分の3（令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の30）に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

28 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料の月額額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の2（教育長にあつては、令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の15）に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

| 区分 | 給料（月額） | 旅費 | |
|-----|------------|----|--|
| | | 略 | |
| 知事 | 1,220,000円 | 略 | |
| 副知事 | 940,000円 | | |

備考 略

別表第2（第2条関係）

| 区分 | 給料（月額） |
|--------|--------------------------------------|
| 公営企業局長 | 一般職の職員行政職7級から9級までの職務にある者の例により知事が定める額 |

27 平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の月額額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第1に掲げる給料月額から、知事にあつては当該給料月額の100分の10（令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の100）、副知事にあつては当該給料月額の100分の3（令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の30）に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

28 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料の月額額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の2（教育長にあつては、令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の15）に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

| 区分 | 給料（月額） | 旅費 | |
|-----|------------|----|--|
| | | 略 | |
| 知事 | 1,220,000円 | 略 | |
| 副知事 | 940,000円 | | |

備考 略

別表第2（第2条関係）

| 区分 | 給料（月額） |
|--------|--------------------------------------|
| 公営企業局長 | 一般職の職員行政職7級から9級までの職務にある者の例により知事が定める額 |

| | |
|---------|----------|
| 人事委員会委員 | 610,000円 |
| 監査委員 | 610,000円 |
| 教 育 長 | 780,000円 |

| | |
|---------|----------|
| 人事委員会委員 | 610,000円 |
| 監査委員 | 610,000円 |
| 教 育 長 | 780,000円 |